

北海道介護保険財政安定化基金の取り崩しを求める意見書

介護保険制度の創設以降、市町村においては、その利用者数の増加等に伴い、保険給付費も増加の一途をたどっており、その財源の一部を担っている第1号被保険者の介護保険料についても、その水準の上昇が余儀なくされてきたところである。

平成23年6月22日に公布された改正介護保険法では、国、都道府県、市町村それぞれが3分の1ずつ負担し、都道府県に設置されている介護保険財政安定化基金について、都道府県の判断で、その一部を取り崩し、その3分の1に相当する額を市町村に交付することで、第1号被保険者の介護保険料の負担軽減を図ることができることとされたところである。

また、都道府県においては、取り崩した額の3分の1に相当する額を介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるものとされているが、これについては市町村の介護保険料の負担軽減に活用することが可能である旨の国の見解が示されたところである。

よって、北海道においては、北海道介護保険財政安定化基金の取り崩しを、下記のとおり行うよう強く要望する。

記

- 1 基金の取り崩しを最大限行い、市町村に交付すること。
- 2 北海道分についても、市町村における現状等を踏まえ、介護保険料の負担軽減のため、市町村に最大限交付すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年（2011年）10月5日

札幌市議会

（提出先）北海道知事

（提出者）全議員